

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用区域内の  
開発行爲の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進  
に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・津波被害を受けた農地については、早期に復旧、復興を図る。（浸水農地面積1,771haのうちH24作付面積1,099ha）
- ・水稻を中心とした作付を行っていた沿岸部、内陸部の農地については、引き続き水稻を中心とし、大区画ほ場整備や農地の利用集積を進める。
- ・施設園芸を行っていた沿岸部農地については、引き続き施設園芸を中心とした高付加価値型農業を振興するとともに、沿岸部農地からの移転を図る農業者のために、内陸部農地に施設園芸の拡大を図るための施設整備を行う。
- ・防災集団移転後の農業集落跡地は農地、農業関連施設等の整備を行い、農業用途としての跡地利用を行う。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・沿岸部の大川、北上地区農地の災害復旧事業を推進する。（宮城県事業）
- ・大川、北上、飯野川、真野大谷地、三輪田、河南4期、鹿又、広瀨沼の8地区で施工中のほ場整備事業を推進する。（宮城県事業）

【参考】

受益面積

|     |       |      |       |     |       |       |       |
|-----|-------|------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 大川  | 413ha | 北上   | 294ha | 飯野川 | 322ha | 真野大谷地 | 160ha |
| 三輪田 | 113ha | 河南4期 | 105ha | 鹿又  | 585ha | 広瀨沼   | 698ha |

事業進捗率（H23年度末 事業費ベース）

|     |       |      |       |     |       |       |       |
|-----|-------|------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 大川  | 74.2% | 北上   | 47.8% | 飯野川 | 76.5% | 真野大谷地 | 77.4% |
| 三輪田 | 54.8% | 河南4期 | 64.5% | 鹿又  | 2.6%  | 広瀨沼   | 2.2%  |

農地集積率

|     |     |       |   |     |       |       |     |       |   |     |       |
|-----|-----|-------|---|-----|-------|-------|-----|-------|---|-----|-------|
| 大川  | H22 | 49.9% | → | H28 | 61.9% | 北上    | H22 | 56.9% | → | H28 | 61.5% |
| 飯野川 | H22 | 47.9% | → | H28 | 61.2% | 真野大谷地 | H22 | 69.6% | → | H25 | 69.6% |
| 三輪田 | H22 | 45.0% | → | H27 | 64.0% | 河南4期  | H22 | 54.9% | → | H28 | 67.5% |
| 鹿又  | H22 | 0.0%  | → | H31 | 65.1% | 広瀨沼   | H22 | 8.3%  | → | H31 | 66.1% |

- ・釜地区（旧石巻市）で行われていた施設園芸について、復興交付金事業を活用した施設整備を行い、営農再開に向けた取組みを支援する。
- ・須江地区（旧河南町）、蛇田地区（旧石巻市）の農地については、施設園芸の生産拡大のため、復興交付金事業を活用した施設整備を行う。また、食料供給施設や六次産業化の推進等に向けた直売施設、加工施設の整備を行う。
- ・北上地区に地域の被災農業者が共同利用できる乾燥調製貯蔵施設の整備を行うほか、同地区及び大川地区の被災農業者に対して、市で導入する農業用機械施設等を貸与するなどの取組により、営農活動の再開支援、農地利用集積の促進、農業経営の効率化等を図る。

- ・大川、北上地区の農業集落跡地は、農地として活用可能なエリアについては、復興交付金事業を活用し農地整備を行う。農地としての活用が難しいエリアについては、通勤型農業に対応するための共同利用施設等の整備を行う。
- ・津波による浸水被害地域及びその隣接地域については、宮城県と共同申請を行った民間投資促進特区（農業版）の認定を受けたことから、本制度を活用して農業法人の新規参入等を推進する。
- ・牡鹿半島の鮫浦、谷川、大谷川の3地区では農地集積の取組みとして、農山漁村地域復興基盤総合整備事業を活用した農業生産基盤の整備を行い、農業経営の効率化を推進する。（宮城県事業）

## 2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

### ① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・大川、北上、飯野川、真野大谷地、三輪田の5地区については、農地復旧事業と併せてほ場整備事業を継続し、優良農地の拡大及び確保を図る。
- ・内陸部で実施中の鹿又、広瀧沼、河南4期地区のほ場整備を推進し、優良農地を確保する。
- ・新市街地周辺の蛇田、須江地区の農地については引き続き優良農地として確保することを基本とする。
- ・大川、北上地区の農業集落跡地については、農地整備に向けた調査を行い、可能な限り農地としての利用を行う。
- ・計画区域内の農用地区域外の農地については、積極的に農用地区域へ編入し、農地の確保を図る。
- ・牡鹿半島の鮫浦、谷川、大谷川の3地区については、農業生産基盤の整備を行い、優良農地の拡大及び確保を図る。

### ② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- ・計画区域内で津波被害を受けた、大川、北上、飯野川、三輪田、真野大谷地地区については、農地として復旧・復興することを基本として、引き続き水稻を中心とした農地利用を図る。（1,302ha）
- ・大川、北上地区の集団移転跡地については、農地、農業用施設用地として復旧、復興することを基本とする。（大川地区 10ha、北上地区 10ha）
- ・須江地区の農地については、高付加価値型農業や六次産業化を視野に入れた、農地の高度利用を推進する。また、新たに整備される産業施設周辺農地については、市街化を抑制し、引き続き水稻を中心とした農地利用を図る。（120ha）
- ・民間投資促進特区（農業版）の認定を受けた地域については、農業法人の新規参入等による、農地集積を推進する。（6,836ha）

### ③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

## 3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

| 図面<br>記号 | 地区名   | 復興整備<br>事業の種類 | 土地の主な<br>用途の種類 | 面 積    | うち       | うち         | うち          | 事 業<br>主 体 | 施 行<br>予 定<br>年 度 | 予定人口<br>(世帯数)<br>の規模等 | 土地利用<br>区 分 | 移転元との関連  |
|----------|-------|---------------|----------------|--------|----------|------------|-------------|------------|-------------------|-----------------------|-------------|--|
|          |       |               |                |        | 農地<br>面積 | 農振地<br>域面積 | 農用地<br>区域面積 |            |                   |                       |             |  |
| A-1      | 新蛇田   | 市街地開発<br>事業   | 住宅地            | 46.5ha | 42.1ha   | 46.5ha     | 42.1ha      | 石巻市        | H24～H32           | 3,020人<br>(1,160戸)    | 市街化<br>調整区域 | 移転元Ⅰ区域、47ha<br>市街化区域（南浜地区）<br>3,020人、1,160戸<br>移転跡地：公園利用47ha   |
| A-2      | 新渡波   | 市街地開発<br>事業   | 住宅地            | 18.0ha | 13.5ha   | 13.9ha     | 13.5ha      | 石巻市        | H24～H32           | 650人<br>(250戸)        | 市街化<br>調整区域 | 移転元Ⅱ区域、15ha<br>市街化区域（渡波地区）<br>650人、250戸<br>その他：被災教育施設 3ha<br>計 18ha<br>移転跡地：防災ゾーン（緑地及<br>び産業系：非可住地）18ha      |
| A-3      | 新渡波西  | 市街地開発<br>事業   | 住宅地            | 11.2ha | 8.3ha    | 11.2ha     | 5.1ha       | 石巻市        | H25～H32           | 810人<br>(310戸)        | 市街化<br>調整区域 | 移転元Ⅲ地域、35ha<br>市街化区域（湊地区）<br>1540人、590戸<br>移転跡地：産業系<br>（非可住地）35ha  |
| A-5      | 新蛇田南  | 市街地開発<br>事業   | 住宅地            | 27.4ha | 23.0ha   | 27.4ha     | 22.5ha      | 石巻市        | H25～H32           | 1,740人<br>(670戸)      | 市街化<br>調整区域 | 移転元Ⅳ地域、78ha<br>市街化区域（釜・大街道地区）73ha<br>2,290人、880戸<br>市街化区域（中瀬地区）5ha<br>40人、15戸<br>移転跡地：産業系、公園利用<br>（非可住地）78ha |
| A-6      | あけぼの北 | 市街地開発<br>事業   | 住宅地            | 5.6ha  | 4.7ha    | 5.6ha      | 4.7ha       | 石巻市        | H25～H29           | 430人<br>(165戸)        | 市街化<br>調整区域 | 移転元Ⅴ地域、6.8ha<br>市街化区域（住吉町他地区）<br>430人、165戸<br>移転跡地：堤防ゾーン<br>（非可住地）6.8ha                                      |

|        |        |          |        |        |         |         |         |     |         |              |         |  |
|--------|--------|----------|--------|--------|---------|---------|---------|-----|---------|--------------|---------|--|
| A-14   | 新蛇田南第二 | 市街地開発事業  | 生活支援施設 | 13.7ha | 9.3 ha  | 13.7 ha | 8.3 ha  | 石巻市 | H26～H32 | 13人<br>(5戸)  | 市街化調整区域 | 移転元 I 区域、47ha<br>市街化区域（南浜地区）<br>公共公益施設等の移転を想定<br>移転跡地：公園利用47ha<br>移転元IV地域、78ha<br>市街化区域(釜・大街道地区)73ha<br>市街化区域（中瀬地区）5ha<br>公共公益施設等の移転を想定<br>移転跡地：産業系、公園利用<br>（非可住地）78ha |
| D-2    | 小室     | 集団移転促進事業 | 住宅地    | 1.4ha  | 0.565ha | 0.565ha | 0.417ha | 石巻市 | H24～H28 | 62人<br>(17戸) | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（小室地区）1.8ha、87人、19戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地  |
| D-3    | 桃浦     | 集団移転促進事業 | 住宅地    | 1.6ha  | 0.038ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 14人<br>(7戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（桃浦地区）4.7ha、148人、56戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地   |
| D-6    | 給分浜    | 集団移転促進事業 | 住宅地    | 2.0ha  | 0.977ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 93人<br>(31戸) | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（給分浜地区）3.2ha、143人、38戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地  |
| D-7    | 十八成浜   | 集団移転促進事業 | 住宅地    | 2.7ha  | 0.099ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 72人<br>(38戸) | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（十八成浜地区）5.3ha、141人、65戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地   |
| D-8    | 鮫浦     | 集団移転促進事業 | 住宅地    | 1.5ha  | 0.432ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 50人<br>(17戸) | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（鮫浦地区）4.9ha、148人、25戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地   |
| D-10   | 名振     | 集団移転促進事業 | 住宅地    | 1.6ha  | 0.569ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 66人<br>(29戸) | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（名振地区）5.6ha、167人、68戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地   |
| D-12-A | 熊沢     | 集団移転促進事業 | 住宅地    | 0.2ha  | 0.166ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 12人<br>(4戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（熊沢地区）0.7ha、39人、11戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地  |
| D-12-B | 大須     | 集団移転促進事業 | 住宅地    | 0.1ha  | 0.064ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 8人<br>(4戸)   | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（大須地区）0.6ha、29人、10戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地  |

|        |                            |          |     |                                  |  |  |  |     |         |               |         |  |
|--------|----------------------------|----------|-----|----------------------------------|--|--|--|-----|---------|---------------|---------|--|
| D-13-A | 小指                         | 集团移転促進事業 | 住宅地 | 1.3ha                            | 0.681ha                                  | 0.681ha                                  | 0.681ha                                  | 石巻市 | H24～H28 | 26人<br>(11戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（小指地区）1.8ha、59人、15戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地      |
| D-13-B | 大指                         | 集团移転促進事業 | 住宅地 | 0.9ha                            | 0.460ha                                  | 0.325ha                                  | 0.325ha                                  | 石巻市 | H24～H28 | 20人<br>(4戸)   | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（大指地区）1.2ha、52人、10戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地      |
| D-15   | 泊浜                         | 集团移転促進事業 | 住宅地 | 0.7ha                            | 0.341ha                                  | —  | —  | 石巻市 | H24～H28 | 17人<br>(7戸)   | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（泊浜地区）0.6ha、56人、18戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地      |
| D-17   | 大浜                         | 集团移転促進事業 | 住宅地 | 1.0ha                            | 0.092ha                                  | —  | —  | 石巻市 | H24～H28 | 29人<br>(9戸)   | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（大浜地区）3.0ha、86人、32戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地      |
| D-18   | 波板                         | 集团移転促進事業 | 住宅地 | 0.4ha                            | 0.155ha                                  | —  | —  | 石巻市 | H24～H28 | 17人<br>(7戸)   | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（波板地区）1.0ha、37人、15戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地      |
| D-19   | 白浜・長塩谷                     | 集团移転促進事業 | 住宅地 | 2.6ha                            | 0.189ha                                  | 0.189ha                                  | —  | 石巻市 | H24～H28 | 76人<br>(26戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（白浜・長塩谷地区）6.0ha、199人、50戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地 |
| D-21   | 月浦                         | 集团移転促進事業 | 住宅地 | 0.6ha                            | 0.100ha                                  | —  | —  | 石巻市 | H24～H28 | 27人<br>(10戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（月浦地区）1.3ha、93人、31戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地      |
| D-24   | 小泊・大室<br>A工区<br>B工区<br>C工区 | 集团移転促進事業 | 住宅地 | 4.1ha<br>1.9ha<br>0.2ha<br>2.0ha | 2.278ha<br>1.100ha<br>0.188ha<br>0.990ha | 2.278ha<br>1.100ha<br>0.188ha<br>0.990ha | 2.173ha<br>0.995ha<br>0.188ha<br>0.990ha | 石巻市 | H24～H28 | 164人<br>(54戸) | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（大室・小泊地区）4.2ha、216人、54戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地  |
| D-25   | 佐須                         | 集团移転促進事業 | 住宅地 | 2.1ha                            | 0.373ha                                  | —  | —  | 石巻市 | H24～H28 | 44人<br>(17戸)  | 市街化調整区域 | 移転元：市街化調整区域（佐須地区）1.1ha、115人、36戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地     |
| D-26   | 小竹浜                        | 集团移転促進事業 | 住宅地 | 0.3ha                            | 0.207ha                                  | —  | —  | 石巻市 | H24～H28 | 14人<br>(6戸)   | 市街化調整区域 | 移転元：市街化調整区域（小竹浜地区）1.0ha、44人、19戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地     |
| D-27   | 折浜・蛤浜                      | 集团移転促進事業 | 住宅地 | 1.6ha                            | 0.156ha                                  | —  | —  | 石巻市 | H24～H28 | 50人<br>(16戸)  | 市街化調整区域 | 移転元：市街化調整区域（折浜・蛤浜地区）1.3ha、68人、23戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地   |
| D-28   | 牧浜                         | 集团移転促進事業 | 住宅地 | 1.4ha                            | 0.347ha                                  | —  | —  | 石巻市 | H24～H28 | 42人<br>(13戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（牧浜地区）1.4ha、49人、14戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地      |

|        |             |          |     |       |         |         |         |     |         |               |         |  |
|--------|-------------|----------|-----|-------|---------|---------|---------|-----|---------|---------------|---------|--|
| D-29   | 福貴浦         | 集團移転促進事業 | 住宅地 | 2.0ha | 0.187ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 77人<br>(22戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（福貴浦地区）1.5ha、120人、31戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地      |
| D-30   | 大原浜         | 集團移転促進事業 | 住宅地 | 1.8ha | 0.431ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 43人<br>(20戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（大原浜地区）3.7ha、106人、41戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地      |
| D-31   | 小湊浜         | 集團移転促進事業 | 住宅地 | 5.8ha | 0.152ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 195人<br>(65戸) | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（小湊浜地区）6.5ha、383人、114戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地     |
| D-32-B | 鮎川浜<br>熊野団地 | 集團移転促進事業 | 住宅地 | 3.6ha | 0.244ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 77人<br>(37戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（鮎川浜地区）13.5ha、604人、202戸<br>移転跡地：漁業産業施設関連用地  |
| D-33   | 谷川浜<br>・祝浜  | 集團移転促進事業 | 住宅地 | 1.7ha | 0.044ha | 0.044ha | 0.044ha | 石巻市 | H24～H28 | 34人<br>(8戸)   | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（谷川浜・祝浜地区）6.3ha、141人、47戸<br>移転跡地：漁業産業施設関連用地 |
| D-34   | 立浜          | 集團移転促進事業 | 住宅地 | 1.5ha | 0.081ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 57人<br>(14戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（立浜地区）2.7ha、121人、39戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地       |
| D-37-A | 雄勝中心部<br>A  | 集團移転促進事業 | 住宅地 | 2.0ha | 0.592ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 36人<br>(20戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（雄勝地区）30.5ha、1,567人、514戸<br>移転跡地：漁業産業施設関連用地 |
| D-37-B | 雄勝中心部<br>B  | 集團移転促進事業 | 住宅地 | 5.1ha | 0.058ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 62人<br>(29戸)  | 都市計画区域外 |  |
| D-39   | 水浜          | 集團移転促進事業 | 住宅地 | 1.8ha | 0.051ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 74人<br>(24戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（水浜地区）6.3ha、271人、106戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地      |
| D-40   | 分浜          | 集團移転促進事業 | 住宅地 | 0.7ha | 0.392ha | —       | —       | 石巻市 | H24～H28 | 27人<br>(8戸)   | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（分浜地区）2.4ha、117人、41戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地       |
| D-41   | 相川          | 集團移転促進事業 | 住宅地 | 1.9ha | 0.246ha | 0.246ha | 0.120ha | 石巻市 | H24～H28 | 73人<br>(23戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（相川地区）5.9ha、139人、46戸<br>移転跡地：産業施設関連用地       |
| D-42   | 月浜・吉浜       | 集團移転促進事業 | 住宅地 | 1.8ha | 0.396ha | 0.397ha | 0.274ha | 石巻市 | H24～H28 | 30人<br>(16戸)  | 都市計画区域外 | 移転元：都市計画区域外（月浜・吉浜地区）12.2ha、337人、107戸<br>移転跡地：産業施設関連用地  |

|            |            |                                 |                    |                           |                             |          |          |                      |                |                    |                              |   |
|------------|------------|---------------------------------|--------------------|---------------------------|-----------------------------|----------|----------|----------------------|----------------|--------------------|------------------------------|---|
| D-43       | にっこり<br>団地 | 集団移転促<br>進事業                    | 住宅地                | 6.9ha                     | 0.164ha                     | 0.164ha  | 0.164ha  | 石巻市                  | H24～H28        | 195人<br>(90戸)      | 都市計画<br>区域外                  | 移転元：都市計画区域外（北上<br>地区）11.7ha、373人、108戸<br>移転跡地：産業施設関連用地  |
| D-44       | 祝田         | 集団移転促<br>進事業                    | 住宅地                | 0.3ha                     | 0.125ha                     | —        | —        | 石巻市                  | H24～H28        | 15人<br>(6戸)        | 市街化調<br>整区域                  | 移転元：市街化調整区域（祝田<br>地区）1.3ha、36人、12戸<br>移転跡地：漁業施設関連用地   |
| D-45       | 河北団地       | 集団移転促<br>進事業                    | 住宅地                | 19.4ha                    | 18.236ha                    | 18.236ha | 18.236ha | 石巻市                  | H24～H28        | 1,014人<br>(394戸)   | 非線引き<br>都市計画<br>区域の用<br>途地域外 | 移転元：都市計画区域外（河北地<br>区、雄勝地区、北上地区）<br>88.9ha、2,923人、889戸<br>（河北地区 46.7ha、983人、267戸<br>雄勝地区 30.5ha、1,567人、514戸<br>北上地区 11.7ha、373人、108戸）<br>移転跡地：漁業施設関連用地 |
| F-9        | 須江         | 都市施設の<br>整備に関す<br>る事業           | 産業施設<br>用地         | 21.1ha                    | 19.439ha                    | 21.1ha   | 19.439ha | 石巻市                  | H25～H26        | —                  | 市街化調<br>整区域                  |   |
| M-1        | 泊浜         | その他施設<br>の整備に関<br>する事業          | 事業施設<br>用地         | 19.5ha                    | 16.6ha                      | 16.6ha   | 16.6ha   | （株）サン・<br>エナジー<br>石巻 | H24～H25        | —                  | 都市計画<br>区域外                  |   |
| M-3        | 鮎川浜        | その他施設<br>の整備に関<br>する事業          | 商業施設<br>用地         | 4.5ha                     | 0.036ha                     | —        | —        | 石巻市                  | H27～H30        | —                  | 都市計画<br>区域外                  |   |
| M-5        | 相川         | その他施設<br>の整備に関<br>する事業          | 公共施設<br>用地         | 0.2ha                     | 0.209ha                     | 0.209ha  | 0.209ha  | 石巻市                  | H27～H29        |                    | 都市計画<br>区域外                  |   |
| <u>M-6</u> | <u>雄勝</u>  | <u>その他施設<br/>の整備に関<br/>する事業</u> | <u>公共施設<br/>用地</u> | <u>3.1ha</u>              | <u>0.006ha</u>              | <u>—</u> | <u>—</u> | <u>石巻市</u>           | <u>H27～H30</u> |                    | <u>都市計画<br/>区域外</u>          |   |
| 計          |            |                                 |                    | <u>255.2ha</u><br>252.1ha | <u>166.88ha</u><br>166.87ha | 179.33ha | 154.88ha |                      |                | 9,575人<br>(3,663戸) |                              |   |

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。

- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。なお、移転元地区が複数存在する地区については、主な移転元地区に関して記載する。



## 2 調整措置概要

地区名： M-6 雄勝中心部 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                                 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                             | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                             |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <p>・周辺地は農地がないことから、特に支障はない。</p>                 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定             |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <p>農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。</p> |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： A-1 新蛇田 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況   |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業関係施策<br>図面番号   | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <div style="border: 2px solid red; padding: 20px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="color: red; font-size: 24px; font-weight: bold;">調整措置概要は印刷しない</p> </div> |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <p>周辺地の污水排水は公共<br/>する影響はない。<br/>農業用水については旧北<br/>た農業排水についても、土<br/>影響はない。<br/>農業用排水については</p>   |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <p>接続する予定であり、周辺農地に対<br/>地への用水に対する影響は無い。ま<br/>であり、周辺農地への排水に対する</p>  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <p>土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。<br/>市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。</p>   |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： A-2 新渡波 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|---|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号  | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|   |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|   | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|   |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。</li> <li>・雨水排水については調整池で流量調整を行った後、農業用排水路に放流し、流末の既設排水機場から海域へ排水する。</li> <li>・農業用水については事業地区北部の旧北上川より取水し、パイプラインにより供給されていることから、周辺農地への用水に対する影響はない。</li> <li>・農業排水については、事業地区中央を流下する農業用排水路を経由し、流末の排水機場より排水する。</li> <li>・新市街地からの雨水流入に伴う、排水路及び排水機場の能力等については、土地区画整理事業計画との整合について検証を行い、周辺農地へ影響を及ぼすことの無いよう適切な措置を講じる。</li> <li>・農業用排水については関係する稲井土地改良区と確認・調整済みであり、周辺農地での営農の支障はない。</li> </ul> |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <p>土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。<br/>市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。</p>  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： A-3 新渡波西 地区

(別紙様式 2)

### ① 農業関係施策との調整状況

| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

### ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。
- ・雨水排水については、今後、公共下水道計画区域に位置付け、新たな排水機場を設置し排水を行う計画であるが、事業計画区域への編入手続き等、事業完了までに相当の期間を要することから、新たな排水機場設置までの間は、既設排水機場の能力に応じた調整地を配置し、流量調整を行った後、農業用排水路に放流し、既設排水機場から海域へ排水する。  
なお、本件については、土地利用方針が示されて以降、区画整理事業担当部局、公共下水道事業担当部局と協議、調整を行っており、周辺農地に対する影響はないことを確認している。
- ・農業用水については事業地区北部の旧北上川より取水し、パイプラインにより供給されていることから、周辺農地への用水に対する影響はない。
- ・農業排水については、事業地区中央を流下する農業用排水路を経由し、流末の排水機場より排水する。
- ・農業用排水については関係する稲井土地改良区と確認・調整済みであり、周辺農地での営農の支障はない。

### ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。  
市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： A-5 新蛇田南 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況  |                      |        |       |         |             |                            |             |           |  |
|---|----------------------|--------|-------|---------|-------------|----------------------------|-------------|-----------|--|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号  | 関係施策<br>事業名          | 事業地区名  | 事業主体  | 受益面積等   | 施行<br>年度    | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |             | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況  |
|   |                      |        |       |         |             | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況        |           |  |
| 1   | 国営土地<br>改良事業<br>地区調査 | 河南二期地区 | 農林水産省 | 4,994ha | H23～<br>H25 | 22.5ha                     | 地区調査<br>実施中 | 直轄        | 河南二期地区（国営かんがい排水事業）については、石巻市の旧河南町地区及び東松島市の一部を受益地としている。<br>今回施行区域は、受益地区の東端に位置していることや、施行区域に含まれる面積が全受益面積に対して0.5%と軽微であることから、復興整備事業計画の決定後、地区除外することで北上土地改良調査管理事務所・宮城支所と確認済である。<br>また、今後の営農活動に支障のないことも、関係土地改良区と確認済である。 |
|   |                      |        |       |         |             |                            |             |           |  |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策  |                      |        |       |         |             |                            |             |           |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また雨水排水についても調整池で流量調整を行った後、公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・農業用水については旧北上川より取水を行っており、幹線水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響は無い。また農業排水についても、土地区画整理事業施行地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して北北上運河に排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</li> <li>・農業用排水については関係する蛇田土地改良区及び河南矢本土地改良区と確認・調整済であり、周辺農地での営農の支障はない。</li> <li>・矢本蛇田線以北については権利者との合意形成の進捗を勘案し、1期耕作を行った後、市街地開発事業を実施する予定。なお、本地区の整備により、矢本蛇田線以北への用排水等耕作に与える影響はない。</li> </ul> |                      |        |       |         |             |                            |             |           |  |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定  |                      |        |       |         |             |                            |             |           |  |
| <p>土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。<br/>市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。</p>  |                      |        |       |         |             |                            |             |           |  |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： A-6 あげぼの北 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

  

| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても調整池で流量調整を行った後、公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・農業用水については旧北上川より取水を行っており、幹線水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響は無い。また農業排水についても、土地区画整理事業施行地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して旧北上川に排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</li> <li>・農業用排水については関係する蛇田土地改良区と確認・調整済であり、周辺農地での営農の支障はない。</li> </ul> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

  

| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。<br>市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： A-14 新蛇田南第二 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

  

| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また雨水排水についても調整池で流量調整を行った後、公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・農業用水については旧北上川より取水を行っており、幹線水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響は無い。また農業排水についても、土地区画整理事業施行地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して北北上運河に排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</li> <li>・農業用排水については関係する蛇田土地改良区及び河南矢本土地改良区と確認・調整済みであり、周辺農地での営農の支障はない。</li> </ul> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

  

| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。<br>市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。



2 調整措置概要

地区名： D-2 小室 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

  

| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

  

| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-3 桃浦 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-6 給分浜 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-7 十八成浜 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-8 鮫浦 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-10 名振 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-12-A 熊沢 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-12-B 大須 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況   |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号   | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策   |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区は小規模な農地が点在しており、転用の対象となる農地周辺は山林及び学校用地となっていることから、地区内の営農活動に対する影響は少ない。</li> <li>・整備地区からの污水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・農業用水は山水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。</li> </ul> |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定   |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。



## 2 調整措置概要

地区名： D-13-A 小指 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。                 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-13-B 大指 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。                 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-15 泊浜 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-17 大浜 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-18 波板地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

  

| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区は小規模な農地が点在しており、周辺に農地も少ないことから、地区内の営農活動に対する影響は少ない。</li> <li>・整備地区からの汚水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・農業用水は山水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。</li> </ul> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

  

| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-19 白浜・長塩谷 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

  

| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災集団移転用地の取付道路整備に必要な、最低限の農地転用を行うものであり、営農活動に対する影響は少ない。</li> <li>・整備地区からの汚水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・農業用水は山水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。</li> </ul> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

  

| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： D-21 月浦 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-24 小泊・大室 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・転用の対象となる農地は集落の端部に位置していることから、地区内の営農活動に対する影響は少ない。
- ・整備地区からの污水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。
- ・雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。
- ・農業用水は山水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。



## 2 調整措置概要

地区名： D-25 佐須 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-26 小竹浜 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-27 折浜・蛤浜 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-28 牧浜 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-29 福貴浦 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-30 大原浜 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・転用の対象となる農地は集落の端部に位置していることから、地区内の営農活動に対する影響は少ない。
- ・整備地区からの污水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。
- ・雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。
- ・農業用水は山水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-31 小湊 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-32-B 鮎川浜熊野団地 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。



## 2 調整措置概要

地区名： D-33 谷川浜・祝浜 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・当該地区では、県事業による農業生産基盤整備を行うことから、今後、防災集団移転事業計画等との整合を図りながら、優良農地及び用排水の確保を行う。
- ・整備地区からの污水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-34 立浜 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・ 防災集団移転用地の取付道路整備に必要な最低限の農地転用を行うものであり、残農地もある程度確保されることから、営農活動に対する影響は少ない。
- ・ 整備地区からの污水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。
- ・ 雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。
- ・ 農業用水は天水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-37-A 雄勝中心部A 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・転用の対象となる農地は集落の端部に位置していることから、地区内の営農活動に対する影響は少ない。
- ・整備地区からの汚水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。
- ・雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。
- ・農業用水は山水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-37-B 雄勝中心部B 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                                      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|---|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                                  | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|   |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|   | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|   |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                                  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <p>・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。</p> |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定                  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <p>・農振区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。</p>        |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-39 水浜 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-40 分浜 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。      |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： D-41 相川 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

  

| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災集団移転用地の整備に必要な、最低限の農地転用を行うものであり、営農活動に対する影響はない。</li> <li>・ 整備地区からの汚水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・ 雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・ 農業用水は山水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。</li> </ul> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

  

| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-42 月浜・吉浜 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・転用の対象となる農地は集落の端部に位置していることから、地区内の営農活動に対する影響は少ない。
- ・整備地区からの污水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。
- ・雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。
- ・農業用水は天水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。



## 2 調整措置概要

地区名： D-43 にっこり団地 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況                               |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                           | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ・農業用水及び排水については、周辺地で営農活動が行われていないことから、特に支障はない。 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定           |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| 事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。                 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-44 祝田 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・本地区は小規模な農地が点在しており、周辺に農地も少ないことから、地区内の営農活動に対する影響は少ない。
- ・整備地区からの污水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。
- ・雨水排水については、道路側溝による排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。
- ・農業用水は山水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： D-45 河北団地 地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況  |                    |       |       |         |             |                            |      |           |  |
|---|--------------------|-------|-------|---------|-------------|----------------------------|------|-----------|--|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号  | 関係施策<br>事業名        | 事業地区名 | 事業主体  | 受益面積等   | 施行<br>年度    | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況  |
|   |                    |       |       |         |             | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |  |
| 1   | 国営かん<br>がい排水<br>事業 | 中津山地区 | 農林水産省 | 3,191ha | H20～<br>H28 | 18,236ha<br>18,019ha       | 施行中  | 直轄        | <p>国営かんがい排水事業については、旧北上川左岸の河北、桃生地区の大部分の農地を受益地としている。</p> <p>なお、今回施行区域は全受益地区の末端に位置していることや、施行区域に含まれる面積が、全受益面積に対して0.6%と軽微であることなどから、今後の営農活動等に支障のないことを</p> <p><u>東北農政局中津山農業水利事業所及び石巻市北方土地改良区</u><br/>関係土地改良区と確認<br/>済である。</p> |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策  |                    |       |       |         |             |                            |      |           |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備地区からの污水排水は公共下水道に接続予定であり、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・雨水排水については調整池で流量調整を行った後、旧北上川に排水する。</li> <li>・農業用水については事業地区北部の北上川より取水し、用水路により供給されていることから、周辺農地へ対する影響はない。</li> <li>・農業排水については、事業地区を東西に流下する農業用排水路を經由し古川へ排水することから、周辺農地へ対する影響はない。</li> <li>・農業用排水については関係する北方土地改良区と確認・調整済であり、周辺農地への支障はない。</li> </ul> |                    |       |       |         |             |                            |      |           |  |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定  |                    |       |       |         |             |                            |      |           |  |
| 事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。  |                    |       |       |         |             |                            |      |           |  |

(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

(3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。

(4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： F-9 須江地区

(別紙様式2)

| ① 農業関係施策との調整状況  |                      |        |           |         |             |                            |             |           |  |
|---|----------------------|--------|-----------|---------|-------------|----------------------------|-------------|-----------|--|
| 農業関係施策<br>図面番号  | 関係施策<br>事業名          | 事業地区名  | 事業主体      | 受益面積等   | 施行<br>年度    | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |             | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況  |
|   |                      |        |           |         |             | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況        |           |  |
| 1   | 国営土地<br>改良事業<br>地区調査 | 河南二期地区 | 農林水産<br>省 | 4,994ha | H23～<br>H25 | 19.4ha                     | 地区調査<br>実施中 | 直轄        | 復興整備事業の施行区域については、広域交通の利便性等を考慮し、本市西部の東松島市との行政区付近が適地であるとの判断を行ったものである。<br>また、国営かんがい排水事業河南二期地区の事業計画及び事業計画推進上の影響が少ないこと、復興整備事業の実施によって、国営かんがい排水事業の施行に支障が生じないようにすることについて、北上土地改良調査管理事務所・宮城支所、宮城県東部地方振興事務所農業農村整備部及び関係する河南矢本土地改良区と調整済である。 |
|   |                      |        |           |         |             |                            |             |           |  |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策  |                      |        |           |         |             |                            |             |           |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地の汚水排水は、公共下水道に接続予定である。</li> <li>・雨水排水については、排水流末に設けた調整池に集水し、既設排水機場のポンプ能力及び既設排水路の流下能力に絞った量を既設排水路へ導水する。</li> <li>・農業用排水については、関係する東北農政局北上土地改良調査管理事務所・宮城支所及び河南矢本土地改良区と確認・調整済みであり、周辺農地での営農の支障はない。</li> <li>・作業用通路についても、今回施行区域も北側に機能を確保するほか、西側の通路の利用も従来どおり可能であり、周辺農地での営農に支障はない。</li> </ul> |                      |        |           |         |             |                            |             |           |  |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定  |                      |        |           |         |             |                            |             |           |  |
| <p>事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。<br/>市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。</p>  |                      |        |           |         |             |                            |             |           |  |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林

漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

(5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。

(6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： M-1 泊浜 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

  

| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚水排水は発生しないため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・雨水排水については、沈砂地で土砂等を沈降処理した後、整備地区内の流路を経て海域へ排水するため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・農業用水は山水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・周辺農地への耕作道は存置し、太陽光発電事業の管理用通路としても兼用する計画であることから、周辺農地に対する影響はない。</li> </ul> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

  

| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： M-3 鮎川浜 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況                                 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号                             | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|  |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|  | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|  |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策                             |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <p>・周辺地は農地がないことから、特に支障はない。</p>                 |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定             |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
| <p>農振農用地区域外であり、農用地利用計画（農用地区域）の変更手続き等は必要ない。</p> |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

## 2 調整措置概要

地区名： M-5 相川 地区

(別紙様式 2)

| ① 農業関係施策との調整状況     |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|--------------------|-------------|-------|------|-------|----------|----------------------------|------|-----------|---|
| 農業<br>関係施策<br>図面番号 | 関係施策<br>事業名 | 事業地区名 | 事業主体 | 受益面積等 | 施行<br>年度 | 復興整備事業の施行区域<br>に含まれる受益地・施設 |      | 施策の<br>種別 | 当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に<br>含める必要性及び調整措置状況 |
|                    |             |       |      |       |          | 受益面積・<br>施設等               | 施行状況 |           |   |
|                    | 該当なし        |       |      |       |          |                            |      |           |   |
|                    |             |       |      |       |          |                            |      |           |   |

  

| ② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備区域からの污水排水は合併処理浄化槽による処理・排水を行うため、周辺農地に対する影響はない。</li> <li>・農業用水は天水を利用しており、周辺農地に対する影響はない。</li> </ul> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

  

| ③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。